

(証券コード3309)  
2022年1月6日

投資主各位

東京都港区赤坂四丁目15番1号

**積水ハウス・リート投資法人**

執行役員 木田 敦宏

## 第5回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第5回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、議決権の行使は、書面によって行うこともできます。書面による議決権の行使をご希望の場合、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入のうえ、2022年1月25日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人においては、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。）（以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、本投資法人の現行規約第17条第1項及び第2項におきまして、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めています。

従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されるものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

（本投資法人現行規約抜粋）

### 第17条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

## 記

1. 日 時 2022年1月26日（水曜日）午前10時  
（受付開始時刻 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
東京サンケイビル3階  
大手町サンケイプラザ 会議室301～304  
（末尾の「第5回投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

開催場所が前回と異なりますので、ご来場の際は末尾の「第5回投資主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようお願い申し上げます。

### 3. 投資主総会の目的事項

#### 決議事項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第4号議案 監督役員2名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

### 4. 議決権の行使等についてのご案内

#### (1) 投資主総会出席による議決権行使の場合

同封の議決権行使書面を会場受付にご提出ください。

#### (2) 書面による議決権行使の場合

2022年1月25日（火曜日）午後6時までに到着するよう、同封の議決権行使書面に賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

#### (3) 代理人による議決権行使の場合

議決権を有する他の投資主様1名が、代理人として本投資主総会に出席し、議決権を行使することが可能です。代理人の方は、代理権を証する書面を、同封の議決権行使書面とともに会場受付にご提出ください。

#### (4) 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応

本投資主総会においては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、感染拡大防止に向けた対応を実施いたします。詳しくは、後記「新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について」をご確認いただきますようお願い申し上げます。また、今後の状況の変化によっては、本投資主総会の延期又は会場の変更等のご案内を本投資法人のウェブサイト（<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>）に掲載する場合がございますので、あわせてご確認くださいようお願い申し上げます。

#### (5) 投資主総会参考書類の記載事項を修正する場合の周知方法

投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト (<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>) に掲載いたしますので、ご了承ください。

以 上

---

従前投資主総会終了後に開催しておりました本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・アセットマネジメント株式会社による「運用状況報告会」につきましては、新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全確保の観点から、投資主の皆様の会場滞在時間の短縮を目的として、開催しないことといたしました。投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、本投資法人の2021年10月期に関する決算説明会動画及び決算説明資料は、本投資法人のウェブサイト (<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>) にてご覧いただくことができます。

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応について

新型コロナウイルス感染症の国内における感染状況を踏まえ、投資主の皆様への安全の確保及び感染拡大防止のため、本投資主総会では、以下の対応を行うことを予定しております。投資主の皆様のご理解及びご協力をお願い申し上げます。

(投資主様へのお願い)

- ・投資主総会における議決権は、ご来場をされなくとも、書面により行使することができます。風邪症状がある方等体調不良の方に加えまして、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方、妊娠されている方におかれましては、接触感染リスク低減のため、会場へのご来場は極力控えいただき、議決権行使書面による議決権行使をお願い申し上げます。
- ・上記に該当されない投資主様におかれましては、接触感染リスク低減のため、議決権の行使を書面によって行うことについて、ご検討ください。
- ・本投資主総会へのご出席をご検討されている投資主様におかれましては、投資主の皆様を第一に、本投資主総会開催日時点の新型コロナウイルス感染症の流行状況や行政機関の対応状況、当日までのご自身の健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願い申し上げます。

(投資主総会の運営について)

- ・ご来場の投資主様におかれましては、マスクのご着用をお願いいたします。また、受付ではアルコールによる手指の消毒及び検温へのご協力をお願い申し上げます。検温時に発熱(37.5℃以上)のある投資主様や咳等の症状のある投資主様、その他新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる投資主様には、本投資主総会へのご出席をご遠慮いただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- ・役員及び運営スタッフは、健康状態に問題がないことを確認したうえで、原則、マスク着用で対応をさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、投資主総会の所要時間を通常より短縮する観点から、議場において議案の詳細な説明を省略する場合がございます。本招集ご通知に事前にお目通しいただきますようお願い申し上げます。
- ・投資主様からご質問をいただく際のマイクは、投資主の皆様から離れた場所に設置し、都度アルコール消毒を行います。
- ・上記のほか、本投資主総会の秩序維持及び新型コロナウイルス感染予防の観点から、必要な措置を講じる場合がございますので、投資主の皆様におかれましては、何卒ご理解及びご協力のほどお願い申し上げます。  
なお、今後の状況変化や行政機関による指示・要請等により、上記の内容を更新する場合がございます。最新の情報は本投資法人のウェブサイト(<https://sekisuihouse-reit.co.jp/>)にて適宜お知らせいたします。

# 投資主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 規約一部変更の件

#### 1. 変更の理由

企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」及び企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準、指針等を含みます。）の公表等により、有価証券及びデリバティブ取引に係る権利の時価評価の方法が変更になったことに伴い、関連する規定を変更するものです（現行規約第39条関係）。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示しています。)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第39条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>①～⑦ （省略）</p> <p>⑧第32条第2項第26号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 金融商品取引所の価格のない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準じるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。<u>なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p>(省略)</p> <p>⑨ （省略）</p>	<p>第39条（資産評価の方法及び基準） 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、運用資産の種類ごとに定めるものとし、原則として以下のとおりとする。</p> <p>①～⑦ （現行通り）</p> <p>⑧第32条第2項第26号に定めるデリバティブ取引に係る権利</p> <p>(1) （現行通り）</p> <p>(2) 金融商品取引所の価格のない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務 市場価格に準じるものとして合理的な方法により算定された価額により評価する。</p> <p>(現行通り)</p> <p>⑨ （現行通り）</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員木田敦宏は、2022年1月31日をもって任期満了となりますので、改めて2022年2月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2022年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、2021年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略	歴
きだ あつひろ 木田 敦宏 (1961年8月14日)	1985年4月	積水ハウス株式会社 入社 経理部
	2001年4月	同社 関連企業部
	2005年7月	同社 経理部
	2005年8月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社
		出向 財務経理部
	2008年8月	積水ハウス株式会社 経理財務部
	2010年9月	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社
		取締役就任
	2013年10月	S H ホテルシステムズ株式会社 監査役就任
	2014年4月	積水ハウス投資顧問株式会社(現 積水ハウス・アセットマネジメント株式会社) 出向
	取締役管理本部長就任	
2018年5月	同社 取締役就任(現任)	
2021年2月	本投資法人 執行役員就任(現任)	

- ・上記執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の取締役です。
- ・上記を除き、上記執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として本投資法人の業務全般を執行しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員への選任が承認され執行役員に就任した場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年2月1日付で補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案は、2021年12月15日開催の役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略 歴	
あべとおる 阿部 亨 (1964年4月13日)	1990年4月	積水ハウス株式会社 入社 都市開発事業部
	1999年4月	同社 東京マンション事業部
	2005年5月	同社 開発事業部
	2005年8月	ジャパンエクセレントアセットマネジメント株式会社 出向 不動産投資本部 投資企画部長
	2007年11月	積水ハウス株式会社 開発企画部
	2009年2月	同社 国際事業部
	2009年4月	セキスイハウスオーストラリア 出向 代表取締役社長就任
	2019年10月	積水ハウス株式会社 東京マンション事業部長
	2021年2月	積水ハウス・アセットマネジメント株式会社 出向 代表取締役社長就任 (現任)

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している積水ハウス・アセットマネジメント株式会社の代表取締役社長です。
- ・上記を除き、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員野村滋及び大宮立の両名は、2022年1月31日をもって任期満了となりますので、新たに2022年2月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、本投資法人現行規約第22条第1項の定めにより、2022年2月1日より2年間とします。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	ふりがな氏 (生年月日)	略	歴
1	やだ ゆう 矢田 悠 (1980年5月15日)	2007年12月 2012年7月 2014年3月 2014年4月  2014年7月 2018年2月 2019年10月	森・濱田松本法律事務所 入所 証券取引等監視委員会 出向 金融庁監督局証券課 出向 (併任) 金融庁総務企画局企画課信用制度参事官室出向 (併任) 森・濱田松本法律事務所 復帰 ひふみ総合法律事務所 設立 (現任) 株式会社VIDA Corporation 社外監査役就任
2	やま した れい 山下 玲 (1979年12月23日)	2005年12月  2007年7月  2010年8月 2019年10月	新日本監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 福岡事務所 入所 新日本有限責任監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 東京事務所 金融サービス部 山下玲公認会計士事務所 開設 (現任) ジャパン・インフラファンド投資法人 監督役員 (現任)

- ・上記監督役員候補者両名は、いずれも本投資口を保有していません。
- ・上記監督役員候補者両名と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者両名は、本議案により監督役員への選任が承認され監督役員に就任した場合には、新たに当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

## 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年2月1日付で補欠監督役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第22条第2項の定めにより、第4号議案における監督役員の任期が満了する時までとします。

また、補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりです。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略	歴
のむら 野村 しげる 滋 (1952年9月11日)	1975年11月	アーンストアンドウィニー 東京事務所、ニューヨーク事務所、デュッセルドルフ事務所
	1979年2月	公認会計士登録
	2002年7月	新日本アーンストアンドヤング税理士法人 統括代表社員
	2003年1月	EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社 COO・CEO (共同経営責任者)
	2011年7月	野村滋公認会計士事務所 開設 (現任)
	2011年7月	株式会社EOS 取締役就任
	2012年4月	株式会社カワシマ・ゴールド 監査役就任
	2012年7月	特定非営利活動法人ビュー・コミュニケーションズ 監事就任
	2014年9月	本投資法人 監督役員就任 (現任)
	2015年6月	栄研化学株式会社 社外取締役就任 (現任)
2017年7月	株式会社整理回収機構 企業再生検討委員会 委員就任 (現任)	

- ・上記補欠監督役員候補者は、本投資口を保有していません。
- ・上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間には特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠監督役員候補者は、現在、本投資法人の監督役員として本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しています。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしています。上記補欠監督役員候補者は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、また、上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、改めて当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結することを予定しています。

## 参考事項

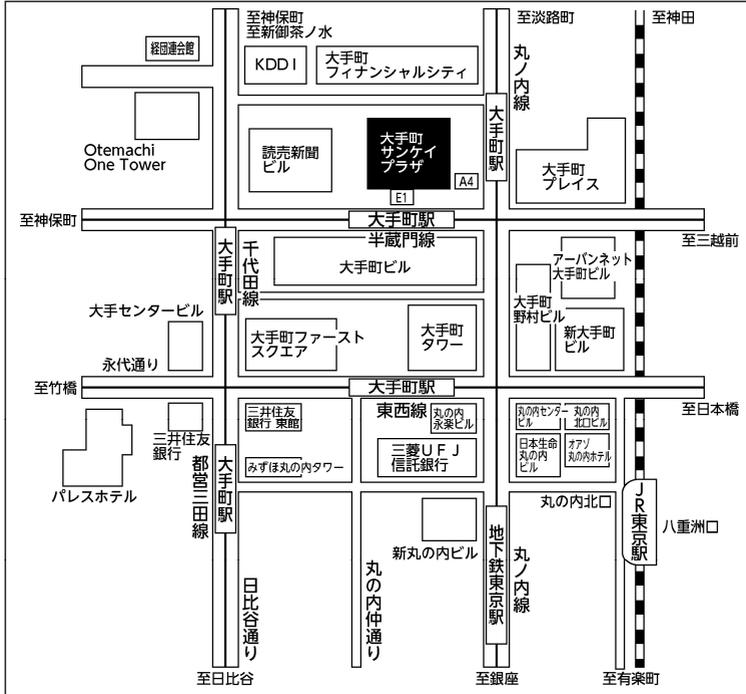
本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人現行規約第17条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上



## 第5回投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目7番2号  
 東京サンケイビル3階 大手町サンケイプラザ 会議室301～304  
 電話 03-3273-2230



- ・地下鉄 丸ノ内線・半蔵門線・千代田線・東西線・都営三田線  
 大手町駅下車 A4出口・E1出口直結
- ・J R 東京駅丸の内北口より徒歩7分

(お知らせ)

- ・誠に申し訳ございませんが、駐車場設備のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・投資主総会にご出席の投資主さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。